# 自動車リサイクル法
# フロン類回収業者登録申請の手引き

## 1　申請に必要な書類

①　申請書

「フロン類回収業者　登　録　申請書」を記入例に従い作成し、次の書類を添付し提出してください。
　　登録の更新

②　誓約書

申請者が自動車リサイクル法第５６条第１項各号の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式）

申請書の申請者と同一名で記入ください。

③　住民票の写し又は登記事項証明書（発行日より３ヶ月以内のもの）

○　申請者が個人である場合：住民票の写し（本籍の記載のあるもの）

○　申請者が法人である場合：法人の登記事項証明書（登記簿謄本）

○　申請者が未成年者である場合：法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合には登記事項証明書）

④　申請者がフロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

○　自ら所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。

○　自ら所有権を有しない場合：借用証明書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

⑤　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類

取扱説明書、仕様書、カタログ等の中で性能が記載されている部分の写し

⑥　申請手数料

次の金額の山梨県収入証紙を申請書の裏面に貼り付けてください。

［山梨県収入証紙］

| | |
|---|---|
| 新規登録申請 | ３，０００円 |
| 更 新 登 録 | ３，０００円 |

※　その他

・　自動車リサイクル法に係る複数の申請を同時に行う場合、「住民票の写し又は登記事項証明書」は、片方の申請書に原本を添付し、もう片方の申請書にその写しを添付することとしても構いません。

## 2　申請受付窓口

①　事業所の所在地を管轄する林務環境事務所環境課へ提出してください。（県内に複数の事業所を有する場合は、主たる事業所の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出してください。）

②　申請書類は、直接受付窓口に持参又は郵送により提出ください。

## 3　自動車リサイクルシステムへの事業者登録

フロン類の回収を行う場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため県への登録後、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

事業者登録は、「事業者情報登録センター」（03-5673-7403）へ行うことになります。

## ４　登録の更新

フロン類回収業の登録は、５年ごとに更新を受けなければ、効力を失います。

登録の有効期限の概ね２ヶ月前から更新申請を受け付けますので、上記手続きに従って申請をしてください。

## ５　変更の届出

次の事項に変更があったときは、その日から３０日以内に「フロン類回収業変更届出書」を申請受付窓口に提出してください。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 事業所の名称及び所在地
③ 法人である場合においては、その役員の氏名
④ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合には、その名称及び住所並びに代表者及び役員の氏名）
⑤ 回収しようとするフロン類の種類
⑥ フロン類回収設備の種類及び能力
⑦ フロン類回収設備の数

## ６　廃業等の届出

フロン類回収業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、各号に定める者は、その日から３０日以内に「フロン類回収業廃業等届出書」を申請受付窓口に提出してください。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 死亡した場合 …… | その相続人 |
| ② | 法人が合併により消滅した場合 …… | その法人を代表する役員であった者 |
| ③ | 法人が解散により破産した場合 …… | その破産管財人 |
| ④ | 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 … | その清算人 |
| ⑤ | その登録に係るフロン類回収業を廃止した場合 … | フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員 |

## 申請受付窓口

| 林務環境事務所 | 住所・電話番号 | 管轄する地域 |
|---|---|---|
| **中北林務環境事務所** | 〒407-0024<br>韮崎市元町四丁目 2-4<br>北巨摩合同庁舎４階<br>TEL：0551-23-3090 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町 |
| **峡東林務環境事務所** | 〒404-8601<br>甲州市塩山上塩後 1239-1<br>東山梨合同庁舎３階<br>TEL：0553-20-2739 | 山梨市、笛吹市、甲州市 |
| **峡南林務環境事務所** | 〒402-0054<br>市川三郷町高田 111-1<br>西八代合同庁舎２階<br>TEL：055-240-4141 | 市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町 |
| **富士・東部林務環境事務所** | 〒402-0054<br>都留市田原三町目 3-3<br>南都留合同庁舎２階<br>TEL：0554-45-7811 | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 |

様式第三（第五十条関係）

登　　録
フロン類回収業者　　申請書
登録の更新

| | |
|---|---|
| ※登録番号 | |
| ※登録年月日 | |

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

| | | |
|---|---|---|
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。） | | |
| | （ふりがな）<br>氏　　名 | 役　職　名 |
| | | |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | | |
| | （ふりがな）<br>氏　　名 | |
| | 住　　所 | （郵便番号）<br>電話番号 |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | |
| | 名　　称 | |
| | （ふりがな）<br>代表者<br>の氏名 | |
| | 住　　所 | （郵便番号）<br>電話番号 |

<table>
<tr><td colspan="4">法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（ふりがな）<br>氏　　名</td><td>役　職　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>所 在 地</td><td colspan="2">（郵便番号）<br><br>電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">回収しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">フロン類回収設備の種類、能力及び台数</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設備の種類</td><td colspan="2">能　　力</td></tr>
<tr><td>２００g/min未満</td><td>２００g/min以上</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする

（フロン類回収業用）

# 誓　約　書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

登録申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

**使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項**

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二　この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成１３年法律第６４号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

三　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

四　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

五　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六　フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

# 【記入例】

様式第三（第五十条関係）

登　　録
フロン類回収業者　　申請書
~~登録の更新~~

該当しない方を消す
（又は該当する方に〇を付ける）

| | |
|---|---|
| ※登録番号 | |
| ※登録年月日 | |

平成〇〇年〇月〇日
申請する日を記入

山梨県知事　　殿

個人の場合：住民票記載の住所
法人の場合：登記簿記載の本店所在地

（郵便番号）〇〇〇-〇〇〇〇
住　　所　〇〇市〇〇町〇-〇-〇
氏　　名　〇〇株式会社
代表取締役　山梨太郎　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

該当しない方を消す
（又は該当する方に〇を付ける）

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

| （ふりがな）<br>氏　　名 | 役　職　名 |
|---|---|
| 山梨（やまなし）　太郎（たろう）<br>山梨（やまなし）　次郎（じろう）<br>甲府（こうふ）　花子（はなこ） | 代表取締役<br>取締役<br>取締役 |

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

| | |
|---|---|
| （ふりがな）<br>氏　　名 | |
| 住　　所 | （郵便番号）<br>電話番号 |

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

| | |
|---|---|
| 名　　称 | |
| （ふりがな）<br>代表者<br>の氏名 | |
| 住　　所 | （郵便番号）<br>電話番号 |

<table>
<tr><td colspan="3">法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>（ふりがな）<br>氏　　名</td><td>役　職　名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>名　　称</td><td>〇〇株式会社　　〇〇営業所<br>営業を行う事業所の名称及び所在地を記載</td></tr>
<tr><td></td><td>所 在 地</td><td>（郵便番号）〇〇〇-〇〇〇〇<br>△△市××〇〇番地<br>電話番号　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇</td></tr>
<tr><td colspan="3">回収しようとするフロン類の種類　　回収しようとするフロンに〇をする。</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ</td><td>〇</td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ</td><td>〇</td></tr>
<tr><td colspan="3">フロン類回収設備の種類、能力及び台数　　該当する欄に台数を記入する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設備の種類</td><td colspan="2">能　　力</td></tr>
<tr><td>２００g/min未満</td><td>２００g/min以上</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用</td><td>１　台</td><td>台</td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。